※回答書に記載されている「別紙資料」については、入札参加者に貸与します。

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回 答
1	全般				前回の実施方針に対する意見・質問等への回答内容については、今回も適用されるものと認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、本回答が優先されます。 なお、事業者にて再確認しておきたい事項があれば、入札参加者ヒアリングの確認事項として提示ください。
2	全般				ヒアリング実施前に再度、現地見学の機会を設けていただけ ませんでしょうか。	7月に予定しております入札参加者ヒアリング実施前に現地 見学を行うことは可能です。実施日時、参加者名、見学希望 場所を申し出てください。
3	入札説明書	12			ヒアリング会場への入室人数に制限はございますか。	ヒアリング会場の都合上、15名を上限とします。 なお、ヒアリング日時の通知とともに実施手順を送付しま す。
4	入札説明書	13	29	11入札方法_(1)入札 方法_ウ	グループ名は入札参加者にて任意に設定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご希望のグループ名を申請願います。 (様式指定なし) 申請内容を確認し、改めて入札参加者にグループ名を通知致 します。
5	入札説明書	14	4	11入札方法_(1)入札 方法_ ク	「代理人(入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含まない)に入札させるときは、その委任状を作成し、」とありますが、使者には応募者の連絡先(様式4-2)にて提出をした担当者は含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	14	5	11入札方法_(1)入札 方法_ ク	委任状が必要となる場合について、ご指定の様式はございま すか。	委任状の様式は任意ですが、様式5を転用してください。
7	入札説明書	17	22		「入札参加者の代表企業又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。」とありますが、開札への立ち会いは代表企業に属する者、または構成企業、協力企業に属する者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ととし、その他構成企業・協力企業に属する者については任
8	入札説明書	20	1		入札の無効について、「委任状を持参しない代理人のした入札」が挙げられてますが、入札説明書14頁に記載されている「入札書を伝達する使者」が入札書を提出する場合、委任状は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	20	19	立等	「落札者は…、町田市内に本店(本社)を置くこと。」とありますが、実施方針に対する意見・質問等への回答No.7にて既にご回答を頂いております通り、本店を運営業務の範囲内において、熱回収施設等の施設内に設けることをお認め頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	入札説明書	26	1	の業務範囲 (全般)	更(敷設替え)、市職員の仮設管理棟設置・移転は、予め貴	ください)なお、設計業務段階等において切り回し及び保存
11	入札説明書	28	7	務範囲	入札説明書 別紙3でいう「料金徴収」とは、実施方針に対する意見・質問等への回答No.15にて既にご回答を頂いております通り、窓口での直接的な料金徴収業務のみと理解してよろしいでしょうか。 また、要求水準書に当該業務の記載はありませんが、事業者の業務範囲と理解してよろしいでしょうか。	料金徴収業務とは、市民等が搬入する粗大ごみ等の計量及び 現金徴収と、徴収した手数料を市に収納(納付)する事務で す。 料金徴収・収納(納付)が事業者の業務範囲となります。
12	入札説明書	28	15	務範囲 事業系ごみの展開検	「事業系ごみの展開検査への協力」とありますが、実施方針に対する意見・質問等への回答No.16にて既にご回答を頂いております通り、事業系ごみの展開検査を実施する主体は貴市であり、事業者は貴市の指示のもと補助作業を行うものと理解してよろしいでしょうか。	
13	要求水準書	3	21		「(2) 残さ運搬業務」における「破砕不適物選別非鉄金属類」と「(3)場外搬出後の残さ等処理業務」における「破砕不適金属類、選別非鉄金属類」とは、同義と理解してよろしいでしょうか。 仮に、両者がそれぞれ別のものを指す場合、具体的な品目をご教示下さい。	(2)における「破砕不適物選別非鉄金属類」とは、モーターやトランス等の破砕に適さない堅い金属類、有価物等があります。 (3)における「破砕不適金属類、選別非鉄金属類」とは、磁選機では回収できず手選別等で抽出したフライパンや鍋等のアルミやステンレス、ガラス・陶磁器・スプリング等があります。
14	要求水準書	4	2	1. 地形 2. 地盤及び土質	地形や、地盤及び土質について、事業者が追加調査を行った 結果、貴市の要求水準書及び別添資料から想定困難な差異が 判明し、それが費用や工期に影響を及ぼすものである場合 は、ご協議いただけると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	要求水準書	5	31	表-1-1 ユーティリ ティ条件 ガス	敷地北西側に現在未使用の中圧ガスの引込がありますが、今 回建設予定の工場棟からは距離が遠いため、南側道路からの 引込みも可と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者決定後、設計業務段階 で関係機関と協議の上、最終決定するものとします。
16	要求水準書	6	1		「有効利用できない雨水は貯留施設又は浸透施設を新設し」、とありますが、本項に関し、環境影響評価書案(平成28年2月)の386頁に雨水流出抑制施設配置図があります。この図の中で敷地東角に破線の浸透トレンチと実線の雨水浸透貯留槽の2種類の記述があります。この破線で囲われた形状の浸透トレンチとは浸透貯留槽とどのような違いがあり、どのようなものを想定されていますでしょうか。	浸透トレンチについては【別紙2:浸透トレンチ標準構造図】 をご参照ください。雨水浸透貯留槽は通常の雨水流出抑制槽 となります。ただし、事業者決定後、設計業務段階で関係機 関と協議の上、最終決定するものとします。
17	要求水準書	6	33	6. 提供資料 ⑥	仮設蒸気配管の切替について、現地ヒアリング時に既存花の家の駐車場部分に蒸気配管用のピットを新設し、既設プール用蒸気配管と切替を行うとお聞きしましたが、ピットの埋設レベルや蒸気配管のルート及び埋設レベルがわかる資料を開示願います。 また、新設の切替計画も同様に、仮設用切替ピットで切替えられるものとした場合、切替バルブ等の設置は、仮設時に対応いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	۷٬۰

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回答
18	要求水準書	9			「粗大ごみ:市が収集する、または、市民から持ち込まれる 粗大ごみとする。」とありますが、「家庭系燃やせるご み」、「燃やせないごみ」については、市民から持ち込まれ るとの記載はありません。 「家庭系燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」については、 基本的には市民の直接搬入はないものと理解してよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。原則として、受け入れないとご理解ください。 ださい。
19	要求水準書	9			脱水汚泥とは、熱回収施設等内で発生する脱水汚泥と理解してよろしいでしょうか。	主に熱回収施設等及び最終処分場の排水浄化センターから発生する脱水汚泥となります。また、熱回収施設等外で発生する脱水汚泥も含みます。
20	要求水準書	12		表-1-4 場内車両	「市民持込ごみ搬入車、約220台/日」とありますが、適正な 人員配置等を検討する為に、1日当たりの最大搬入台数・平 均搬入台数(平日と土曜日別)及び、各月の搬入台数をご教 示下さい。	搬入台数については【別紙4:搬入台数一覧】をご参照ください。
21	要求水準書	14	18	表1-8 飛灰処理物搬入基準	「表1-8 飛灰処理物搬入基準」とありますが、「主灰及び飛灰に対する搬入基準」を指すものと考えてよろしいでしょうか。	「表-1-8 飛灰処理物搬入基準」を「表-1-8 焼却残さ等溶出 基準」と読み替えるものとします。
22	要求水準書	14	18	入基準	うか。なお、湿基準50%の水分含有量とは、灰分50%、水分50%の合計100%ということを指します。	下にしてください。
23	要求水準書	14	24	(焼却施設) の焼却 残さが受入中止の際 の措置	のふるい等で選別された150mm以上の資源化不適物の処理運搬は、貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者が「受入ごみ質に起因する」ことを明らかにした場合とします。
24	要求水準書	14	94	(焼却施設) の焼却 残さが受入中止の際	「エコセメント化施設での…他の施設で処理すること。」とありますが、帰責事由が事業者にある場合を除き、実施方針に対する意見・質問等への回答No.35にて既にご回答を頂いております通り、運搬及び処理は貴市所掌と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	要求水準書	16			機側1mで90dB未満とありますが、低圧蒸気復水器など機器によっては対応できないものもあります。 90dB以上となる機器については、防音カバーの設置、専用室に収納する等、作業環境の保全に努め、敷地機境界線上での騒音基準値を遵守するものと考えてよろしいでしょうか。	原則として、機側1mで90dB未満とします。やむを得ない機器については、敷地境界における騒音基準値を遵守することを前提に許容するものとします。ただし、騒音発生源となる機器・設備は、民家側や職員居室に隣接して配置しないなど、十分に配慮願います。
26	要求水準書	22			省) 」等に基づき」とあります。 関東地方南部では東北地方ほどの特別な雪・寒冷地対策を行	ご理解のとおりです。「住宅の次世代省エネルギー基準と指針」における寒冷地、準寒冷地の定義には該当しませんが、2014年の大雪等、突発的な雪害や気温低下が発生する可能性は十分にあります。完全な寒冷地仕様とする必要はありませんが、施設の安定稼働に必要な設備等については十分な対策を施すものとします。
27	要求水準書	26	8		3 施設で重複する項目(騒音や振動、悪臭など)については、試験方法に関して受注後に協議するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	27		項と試験方法 性能保証事項_排ガス	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ダイオキシン類、水銀、一酸化炭素の測定箇所について、「集じん装置(または触媒反応装置)入口、出口、煙突において市の指定する箇所」とあります。 例えばばいじんの集じん装置出口と煙突など、測定項目によって、濃度が変わらない箇所については、兼用させていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、試験方法についてはJIS規格等を遵守するものとし、濃度が変わらないことが他実績等で証明できた場合のみ兼用することを許容します。なお、保証値は、流量測定も含めて全項目同じ場所(煙突)で測定するものとします。
29	要求水準書	29		項と試験方法 用役(電力、燃料、 水、薬剤等)	性能保証値として、「実施設計図書に記載した使用量(電気及び燃料については実施設計図書に記載した使用量の120%以内)」、とあります。 電力、燃料以外の水、薬剤等についても同様に実施設計に記載した使用量に対する許容範囲があるものと考えてよろしいでしょうか。なお、許容範囲の設定、判定方法等の詳細については実施設計時に協議させていただきたいと考えております。	ご理解のとおりです。許容範囲の設定、判定方法等の詳細に ついては、事業者決定後、設計業務段階で協議し、性能試験 時に確認することとします。
30	要求水準書	29		項と試験方法 炉室内温度	なります。炉室は、外気温度と室内温度の差を10℃、局部温	炉室内温度は外気温度33℃+10℃=43℃、炉室内局部温度 33℃+15℃=48℃に見直します。 ただし、今回の見直しに伴い、運転時に運転員等における事 故等が発生しないことを前提とし、許容するものとします。
31	要求水準書	31	4	項と試験方法(バイ	バイオガス化施設の施設処理能力として、「本要求水準書に示すごみ質の範囲において、5時間稼働で定格の処理能力が確保できること。」とありますが、5時間稼働で、 $50[t/日] \times 5/24[h/H] = 10.4[t/5h]$ の処理能力を確認するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業者決定後、設計業務及び 建設業務段階において、性能試験要領書に関する協議を行 い、最終決定するものとします。
32	要求水準書	44	15		来場者用駐車場に含まれる大型車用駐車区画3台の大型車とは、どの程度の車両を想定する必要がありますでしょうか。	施設見学で使用する最大定員60人乗りの大型バスを想定しています。
33	要求水準書	44	17		「障がい者用駐車区画および思いやり駐車区画を各々2台程度確保する」とありますが、合計4台を来場者用駐車場に計画するということでしょうか、また、この台数は指定された各50台の中に含まれると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	45	30		「東京都における自然の保護と回復に関する条例」において、丘陵地における適正開発のための指導指針の対象地域に該当する場合の緑地面積は20%以上です。 環境影響評価書(案)では、緑地に算入できない草地等を含めた緑被率は49.55%、緑地面積(残留緑地と植栽緑地の和)は約36%としています。この場合、別添II-1でご計画されている既存工場棟跡広場の大部分を高木のある緑地にする必要があります。 条例による必要緑地面積20%以上は遵守することとし、これ以上の緑地面積の確保については、事業者による提案と考えてよろしいでしょうか。	基本的には【別紙5:緑化計画図】としますが、詳細については事業者決定後、設計業務段階で関係機関と協議の上、最終決定するものとします。

番号	資料名	頁数	行数		意見・質問	回 答
35	要求水準書	46	28		既存樹木について、関係部署と協議し、「移植可能なものについては、市が指示する場所に移植を行うこと」、とあります。具体的な樹種、本数及び移植先が不明な場合、費用の想定が困難です。樹種、本数及び移植先について、貴市の想定をご教示下さい。	様】及び【別紙5:緑化計画図】としますが、詳細については 事業者決定後、設計業務段階で関係機関と協議の上、最終決 定するものとします。
36	要求水準書	49	1	工事等		詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。
37	要求水準書	51	38	室一覧 設計指針	事務室について「1人当たりの執務スペースを8㎡とする」とあります。トイレ、会議室、倉庫等の共用エリアを含まない事務室(執務スペース)は、総務省の庁舎標準面積算定基準によると1人あたり6~7㎡程度になります。基準以上の設計は過剰設計と判断される恐れもあり、この基準に沿って計画させていただいてよろしいでしょうか。	詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。
38	要求水準書	61	36	面(1)設備概要	「灰コンベヤは切り替えにより共用が可能とする」とありますが、以下の対策を講じることで各炉毎に1系列とさせていただいてよろしいでしょうか。実績上は各炉系としている施設も多く、運用上の問題はありません。 【対策】 ①コンベヤ速度を遅くすることで、異物の噛み込みによるコンベヤトラブルを回避。 ②正転、逆転の機能を設けることで、万一噛み込みが発生した場合でも異物を排出し、運転を継続できるようにする。 ③定期点検時にチェンやフライトの摩耗・劣化具合を確認し、必要に応じて部品を交換することで、施設稼働中にコンベヤが損傷し停止するリスクを回避。	ンス性等を考慮しその他の最適な提案があった場合は、事業者決定後、設計業務段階で協議をした上で最終決定とします。なお、対策として挙げている、コンベヤ速度を遅くしてトラブルを回避する方法については、焼却能力及び搬送能力の低下につながらないように留意してください。
39	要求水準書	62	32	画 (2) 受入供給設備 ①ごみ計量機	「既存施設における計量機カードが継続利用できるものを前提とする」「既存システムの改造を行う事なく整合が図られるものとし」とありますが、既存施設及びリレーセンターみなみ、剪定枝資源化センターのごみ計量機及びシステムに関する資料をご開示いただけませんでしょうか。	照ください。
40	要求水準書	63	17	1.2. プラント設備計 画 (2) 受入供給設備 ②プラットホーム	床仕上げの強化コンクリートとは、車両による摩耗を防止する表面仕上げと理解してよろしいでしょうか。	表面硬化剤および耐水性、耐衝撃性、耐摩耗性のある塗装等の仕上げを想定しております。詳細は事業者による提案とします。
41	要求水準書	63		画 (2) 受入供給設備 ③プラットホーム出 入口扉		防止等を想定していますが、プラットホームの出入口扉の開 閉が早く、外部に臭気が漏洩する可能性が低いことが前提と なります。
42	要求水準書	68	16	画 (4) 燃焼ガス冷却設	「薬品は原則、タンクローリー車による搬入」とありますが、コンテナパックによる搬入など、使用量に応じて合理的な方法も選択可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	70	32	1.2. プラント設備計 画 (6) 余熱利用設備 ③敷地外既存施設へ の余熱供給	熱回収施設 (焼却施設) の休炉中は、町田市立室内プールへの蒸気供給も停止するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、ここでいう停止とは共通系定期点検及び年末年始等の市が承認した停止のことをいい、施設故障等による突発的停止については固定費用の減額対象に含むものとします。なお原則として、町田市立室内プールへの蒸気供給の影響を最小限に抑えた休炉計画とするものとします。
44	要求水準書	71	34	1.2. プラント設備計 画 (7)通風設備 ③風道・煙道	実施方針に対する質問回答No.46にてご回答ありましたように、硫酸露点腐食の恐れのない風道については、SS400の採用も可との理解でよろしいでしょうか。	風道の材質については、原則として、要求水準書を遵守する ものとします。
45	要求水準書	71	34	画 (7)通風設備 ③風道・煙道	製、露点腐食の恐れの少ない煙道本体についてはSS400とするなど、材質については実績やLCCを考慮し、事業者の提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	煙道の材質については、原則として、要求水準書を遵守する ものとします。
46	要求水準書	72	35	画 (8)灰出し設備 ③主灰搬出装置	ス)で95%以上という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、基準を遵守していることを確認する方法については、事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。
47	要求水準書	74	21	画 (8)灰出し設備	「最低でも、鉄・アルミを別に貯留するものとする。」とありますが、選別後の焼却灰の純度95%以上を確保することを前提に、選別する金属については事業者提案とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議し、最終決定するものとします。
48	要求水準書	89			排ガスデータの表示盤は、2基とも本事業計画敷地内に設置 するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	要求水準書	92	32	1.1.計画概要 (3) 工事内容・範囲 ②町田リサイクル文 化センター工場棟解 体工事	既存モニュメント・彫刻等保存・保管及び移設等が必要な物について詳細(重量・大きさ等分かる資料又は写真)、数量等をご提示願います。	既存モニュメントについては【別紙7:既存モニュメントー覧】をご参照ください。 移設等の詳細については、事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。
50	要求水準書	100		2. 事前調査	解体前の事前調査で貴市の要求水準書及び別添から想定が困難なものが発見された場合、その撤去、処分に関わる費用及び期間は別途ご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	105			現場見学において、既存管理棟解体前に熱媒体油(バーレルサーム、約6000L)の抜き取りが必要とのご説明を受けました。正式商品名と数量を改めてご教示いただけますでしょうか。また、既存管理棟に他に抜き取り処分が必要となる特殊な液体等はありますでしょうか。	数量:約6,000リットル 上記以外には、要求水準書別添資料1-14に示したとおり、管

日本の大学等		回 答	意見・質問	項目	行数	頁数	資料名	番号
# 学人の影響を表す。 192 16 16 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17			更に伴い、実施設計費用が発生した場合、原則として、施設整備企業の負担する」とありますが、ここでいう「市の要望」とは要求水準書の範囲内であるとの認識でよろしいで	(7)	29	125	要求水準書	52
140 11		さい。	境への影響を最小限(市外へのダンプカーによる残土搬出台数9000~10000台程度の削減)とする為、その一部を隣接する処分場または貴市発注の他建設工事現場等に仮置きをさせていただけませんでしょうか。 なお、仮置きした残土は、埋戻し土やストックヤード建設前に盛土として再使用する予定です。	扱	16	132	要求水準書	53
2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	東は事業者の管理とな	ご理解のとおりです。ただし、新工場棟は事業者の管理 ります。	を頂いております通り、新管理棟において、貴市関係職員に て使用される消耗品・什器・備品類は、貴市にて管理(補 充・補修を含む)されるものと理解してよろしいでしょう			140	要求水準書	54
28	は提示できません。そ を遵守するものとしま 影響評価書案に関する	すが、審議会等で意見が出ている環境影響評価書案に 事項については【別紙8:評価書案に関する意見等】を、	う、熱回収施設等の運転管理業務及び維持管理業務を行うこと。」とありますが、現状「環境影響評価書"案"」しか公表されておりません。最終的な数値が記載された「環境影響評価書」を入札前にご提示頂きますよう、よろしくお願いし	の遵守		142	要求水準書	55
142 143 145 14		ご理解のとおりです。	する環境保全協定」とは、既設に関し貴市が締結している環境保全協定ではなく、本件熱回収施設等に関し貴市が締結される予定の環境保全協定のことであるとの理解でよろしいでしょうか。 また、当該協定は事業契約や要求水準書等で網羅される範囲であって、範囲外の業務を事業者が行う場合は、別途協議の	遵守		142	要求水準書	56
144 144 144 145 14	載された有資格者を配	ただし、提出書類にある業務実施体制IV-1に有資格者できるように記載し、要求水準書に記載された有資格	まれるものとし、…」とありますが、示されている資格は参考であり、有資格者は、関係法令の遵守を前提とする限りにおいて、事業者提案にて必要な人員を配置すると理解してよ	施設運営するための		143	要求水準書	57
144 17 17 17 17 17 17 18 18	費用として、2015年	は約130万円になります。運営事業者の費用として、20	については、運営事業者の負担とする」とありますが、新管理棟における通信・電話・テレビ等の利用状況は、事業者でコントロールできないため、当該費用を事業者にて見積ることは困難です。つきましては、応募者間の積算条件の公平性を確保するため、本事業で見込むべき通信・電話・テレビの	ユーティリティ (2) 通信・電話・テ		144	要求水準書	58
144 17 対応	ついては、監視基準値	ご理解のとおりです。ただし、6.3.については、監視をの設定についての記載となります。	「停止基準」を上回る状況を指すものと理解してよろしいで	6. 性能未達の場合の 対応	17	144	要求水準書	59
(61 要求水準書 147 11 (1) 搬入時間 (1) 上海 (1) 上海 (1) 上海 (1) 上海 (1) 搬入時間 (1) 上海 (1	_	かにした場合のみとします。 ※補修計画及び補修実績の不備による機器の故障は、 ³	性能未達とする。」とありますが、事業者の責によらない機 器の故障(不可抗力や大幅なごみ質の変化による機器の故障	対応		144	要求水準書	60
62 要求水準書			協力すること」とありますが、当該協力により運営事業者が 負担する人件費等が増加した場合は、協議の対象としていた だけますでしょうか。	備の運転管理 (1)搬入時間	11	147	要求水準書	61
63 要求水準書		請求書の発送業務は市で行います。	の事務も行うこと」とありますが、請求書等の発送業務は貴市にて行うものと理解してよろしいでしょうか。 (請求書等の発送にかかる費用を事業者で適正に見積もることは困難で	備の運転管理		147	要求水準書	62
## (4) 適正処理困難物 の排除と返還		事業者提案によるものとします。	曜 8:30~16:30(1/1~3を除く)」とありますが、既存 施設の受入時間と同様、午前11時30分~午後1時の間は、ご	備の運転管理		147	要求水準書	63
2.1.受入れ・供給設備の運転管理	営業務委託契約書		処理するものとする」とありますが、事業者が善管注意義務 を果たした上で発生したものであって、不燃・粗大ごみ処理 施設では処理できない処理困難物は、貴市にてご処分いただ	備の運転管理 (4) 適正処理困難物	7	148	要求水準書	64
備の運転管理 施する。」とありますが、実施方針に対する意見・質問等へ ます。検査に伴う補助作業等を事業者の業務 148 29 (5)搬入検査 の回答No.16にて既にご回答を頂いております通り、搬入検査 す。		容とします。	定できた場合は、 <u>市に報告し、市が処分を行う</u> こととする。」とありますが、 運営業務委託契約書(案) p21 第53条3項では「運営事業者は、排除された処理不適物について排出者が特定できた場合は、原則として排出者に返還し、…。」とあります。 どちらが正であるか、ご教示下さい。	備の運転管理 (4)適正処理困難物 の排除と返還	17	148	要求水準書	65
		ます。検査に伴う補助作業等を事業者の業務範囲として	施する。」とありますが、実施方針に対する意見・質問等への回答No.16にて既にご回答を頂いております通り、搬入検査の主体は貴市であり、運営事業者は貴市の指示のもと補助作	備の運転管理	22	148	要求水準書	66
(6) 市民持込ごみの 具体的にご教示願います。また、繁忙期における当該退避場 紙4:搬入台数一覧】が現有施設の数値であり	であり参考になります	退避場所が必要となる繁忙期及び搬入台数については、 紙4:搬入台数一覧】が現有施設の数値であり参考にな が、2016年秋より直接搬入の対象物の変更を行うため、	避場所に退避させること」とありますが、退避場所の位置を 具体的にご教示願います。また、繁忙期における当該退避場	備の運転管理 (6) 市民持込ごみの		148	要求水準書	67

番号	資料名	頁数	行数	項目	意見・質問	回 答
68	要求水準書	153			本表の「ごみ処理」の区分にある「焼却灰」は、主灰との理解でよろしいでしょうか。	「焼却灰」は、焼却残さ(主灰及び飛灰、固化灰)とご理解 ください。 なお、同表は参考とし、事業者決定後、設計業務段階で協議 をした上、最終決定するものとします。
69	要求水準書	153		回収施設等の運営に 係る計測地点・採取 地点】 ダイオキシン類、飛 灰処理物	処理灰ピットにおける飛灰処理物(固化灰)中のダイオキシン類及び、処理物搬送コンベヤにおける飛灰処理物中の溶出量および含有量:アルキル水銀、…セレンの計測頻度は「1回/3ヵ月」とありますが、処理物搬送コンベヤは、エコセメント化施設での焼却残さの受入が中止となっている時に、稼働させるものであると理解しております。よって、エコセメント化施設の受入が中止となり、処理物搬送コンベヤを稼働させた場合に限り、当該項目の計測を行えばよいと理解してよろしいでしょうか。 (例えば、エコセメント化施設の受入が、年に2回中止になった場合は、年に2回の計測で足りるとの理解でよろしいでしょうか。)	処理物搬送コンベヤの稼働については、ご理解のとおりです。 但し、東京たま広域資源循環組合に1回/3か月ごとに報告するため、当該組合の受入中止にかかわらず測定が必要になります。 なお、同表は参考とし、事業者決定後、設計業務段階で協議をした上、最終決定するものとします。
70	要求水準書	153	25	回収施設等の運営に 係る計測地点・採取	騒音、振動、悪臭の計測地点に「敷地境界(指定する場所)」、悪臭の計測地点に「脱臭装置出口(指定する場所)」とありますが、それぞれの計測地点は何ヶ所を想定されているかご教示下さい。	騒音・振動・悪臭は敷地の東西南北の4箇所とします。悪臭防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例2号規制の悪臭については、1系統の脱臭装置出口で1箇所としますが、詳細は事業者決定後、設計業務段階で最終決定するものとします。
71	要求水準書	153		5.表-5-3【参考:熱 回収施設等の運営に 係る計測地点・採取 地点】 悪臭	「メチル、イソブチルケトン」とありますが、メチルイソブチルケトンと読み替えてよろしいでしょうか。	「メチル、イソブチルケトン」を「メチルイソブチルケト ン」に読み替えるものとします。
72	要求水準書	158		6.5. 大雪時の対応		運営事業者により対応するものとします。なお、施設周辺の
73	要求水準書	別添 I -10	_	仮設蒸気配管設計図	仮設蒸気配管は既存出入口(南)以外は、地上露出配管になっています。仮設蒸気配管のレベル(推定TP+118~122 m)は、造成レベル(TP+117m)よりも高く、新施設の出入口(西、南)を横断しており、折角設置していただいた仮設配管を施工中に大幅に付替える必要が生じる可能性があります。 ルートや埋設配管とする範囲について調整していただくことは可能でしょうか。	市で発注する仮設蒸気配管ルートや埋設配管とする範囲については調整できないものとします。ただし、事業者による付替えは事業者決定後、設計業務段階で協議するものとします。
74	要求水準書	黍I−16	-	余熱利用実績	場外温水プールに送る蒸気の戻りについて、条件が不明です。 戻りの条件としては、提示頂いた熱量と蒸気供給量から判断すると、90℃程度のドレン水(飽和水)と想定されます。 今回は、上記の条件にて計画することでよろしいでしょうか。	90℃程度のドレン水(飽和水)と想定することとします。 なお、既存清掃工場では、一次蒸気圧力2.0MPaを0.7MPaに減 圧して場外へ蒸気供給しており、60℃程度のドレン水(飽和 水)が蒸気の戻りとなっています。
75	基本協定書 (案)	10	5	別紙1 用語の定義 15	「『入札説明書等』とは、本事業に関する入札手続において市が配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。」とありますが、基本協定書(案)、基本契約書(案)、施設整備請負契約書(案)、運営業務委託契約書(案)に関する各質問回答は、それぞれの協定書及び契約書に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。協定書及びそれぞれの契約書に関して 行った質問回答は協定書及びそれぞれの契約書において優先 します。
76	基本契約書(案)	1		第4条1項、第4条2 項、 第4条第3項	本項において、基本協定及び入札説明書等の優先適用順位に ついても明らかにしていただけますでしょうか。	第4条第1項の優先適用順位は、基本契約、基本協定、入札説明書、要求水準書、事業者提案とします。第4条第2項の優先適用順位は、基本契約、基本協定、施設整備請負契約、入札説明書、要求水準書、事業者提案とします。第4条第3項の優先適用順位は、基本契約、基本協定、運営委託契約、入札説明書、要求水準書、事業者提案とします。なお、各入札説明書等に関する質問回答の取り扱いについては、NO.75で回答したとおりとします。
77	基本契約書 (案)	15		別紙1 用語の定義 21	「『入札説明書等』とは、本事業に関する入札手続において 市が配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をい う。」とありますが、基本協定書(案)、基本契約書 (案)、施設整備請負契約書(案)、運営業務委託契約書 (案)に関する各質問回答は、それぞれの協定書及び契約書 に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	NO.75をご参照ください。
78	施設整備請負契約書(案)	7	19	第4条1項	本項において、基本協定及び入札説明書等の優先適用順位に ついても明らかにしていただけますでしょうか。	NO.76をご参照ください。
	施設敷備 請負	12		第16条2項		ご理解のとおりです。事業者のノウハウ等の保護に配慮すべき事項は、申出に応じ協議し、決定するものとします。
80	施設整備請負契約書(案)	37	16	第71条1項5号	本号において「第74条第1項」とあるのは、「第75条1項」の 誤りでしょうか。	 ご理解のとおりです。施設整備請負契約書(案)を修正します。
81	施設整備請負契約書(案)	46	31	別紙1 用語の定義 28	「『入札説明書等』とは、本事業に関する入札手続において 市が配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をい う。」とありますが、基本協定書(案)、基本契約書 (案)、施設整備請負契約書(案)、運営業務委託契約書 (案)に関する各質問回答は、それぞれの協定書及び契約書 に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	NO.75をご参照ください。
82	運営業務委託 契約書(案)	1	19	第4条1項	本項において、基本協定及び入札説明書等の優先適用順位に ついても明らかにしていただけますでしょうか。	NO.76をご参照ください。
83	運営業務委託 契約書(案)	7	16	第15条2項	本項に基づく貴市による運営業務成果物の利用については、 本事業の実施に必要な範囲で行われるとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。事業者のノウハウ等の保護に配慮すべき事項は、申出に応じ協議し、決定するものとします。
<u></u>					<u>L</u>	<u>L</u>

番号	資料名	頁数	行数		意見・質問	回答
84	運営業務委託 契約書(案)	17	7	第38条	本条3項、4項及び5項は、増加費用の負担に限った規定であって、これらが適用される場合であっても、増加費用以外の施設運営費については、運営業務委託契約書の各条項に基づき運営事業者に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	要求性能未達となっていない場合に限り支払いを行うものとします。
85	運営業務委託 契約書(案)	21	32	第53条4項	本項につき、実施方針に対する意見・質問等への回答No.97でのご回答の通り、破砕処理設備で処理可能な処理不適物のみを処理することであって、熱回収施設等内で適正処理が不可能なごみ(家電4品目等)は、ストックヤード等に保管するものと理解してよろしいでしょうか。また、要求水準書 p148 第5編 第2章 2.1. (4)では、「ただし、適正処理困難物を…、処理するものとする。」とありますが、同様に、実施方針に対する意見・質問等への回答No.97でのご回答の通り、本契約でいう「処理不適物」と要求水準書における「適正処理困難物」とは、同義と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「処理不適物」は「適正処理困難物」に読み替えるものとします。
86	運営業務委託 契約書(案)	27	11	第67条2項	本項に基づき減額される固定費の額は、事業者提案に示された計画年間売電電力量の90%が達成されていた場合に貴市が受け取ることができたであろう金額と貴市が実際に受け取った金額との差額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	運営業務委託 契約書(案)	27	24	第68条2項	本項に基づき減額される固定費の額は、事業者提案に示された低圧蒸気の年間供給量の90%が達成されなかったことにより、貴市が特定供給先に支払った補償金の額との理解でよろしいでしょうか。 また、減額対象となる固定費は、第67条2項の場合と同じく当該事業年度第4四半期の固定費との理解でよろしいでしょうか。	固定費の減額は、事業者提案に示された低圧蒸気の年間供給量が90%を下回った分とします。減額を行うのは事業年度第4四半期の固定費です。また、不足する低圧蒸気の供給量を補うため市が別に費用を負担した場合は、事業者が当該費用を負担することとなります。
88	運営業務委託 契約書(案)	27	36	第69条2項	本項における減額とは、第60条2項に基づく減額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
	演	29	5	第72条2項	本項各号に掲げる事項については、運営事業者のノウハウ等 の保護に配慮した扱いがなされると理解してよろしいでしょ うか。	ご理解のとおりです。ノウハウ等に該当するかの判断は、協 議によることとします。
90	運営業務委託 契約書(案)	41	3	別紙3 施設運営費の 算定方法(第75条関 係)1	「処理対象物の処理量 (t)」とは、熱回収、バイオガス 化、不燃・粗大ごみ処理それぞれの施設で実際に処理したご み量と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	運営業務委託 契約書(案)	42	3		本項※2の「確報値」につき、確報値は定期的に遡及訂正されますが、これに基づく見直しは行わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	運営業務委託 契約書(案)	42		別紙4 施設運営費の 見直し(第76条関 係)4	「変動費の算出にあたっては計画処理量を用いるものとする」とありますが、ここでいう「変動費」とは、変動費単価を指すとの理解でよろしいでしょうか。	変動費とは、別紙3に示すとおり、変動費単価(円/t)×処理対象物の処理量(t)となります。
93	提出図書の記 載要綱	9	29	I-2 施設全体の外観デザ インの考え方	「①・②については案ごとに作成し、それぞれA3版1枚にまとめること。また、③・④についてはそれぞれ2枚以内にまとめること」とありますが、①を1枚、②を2枚、④を2枚作成し合計A3版6枚の中の①、②の2枚で外観デザインの3案について記載することでよろしいでしょうか。本地域性や環境、計画内容を考慮した「外観デザインコンセプト」はデザインが3案でも一つとなります。一つの「外観デザインコンセプト」に対して3つの考え方で3案を作成するので①や②などの考え方は、概ね3案とも同じものとなります。その中で、3案を比較検討した①・②を作成することを考えております。	①・②についてはご理解のとおりです。③・④についてはそれぞれA4版2枚以内となります。
94	提出図書の記 載要綱	11	17	I-7-1 高効率発電及び売電 の方策	「①~⑤についてはそれぞれ 2 枚以内にまとめること。」とありますが、④については、<指定様式 $15>I-7-1$ に従い、 $A3$ 版を 1 枚提出するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	提出図書の記 載要綱	13	36		「①については4枚以内、②~③については2枚以内にまとめること。」とありますが、④については特にご指示がございませんので、A4×2枚以内と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	提出図書の記 載要綱	15		提出方法	「非価格要素審査資料及び基礎審査資料は、指定番号通りにA4縦長及びA3横長左綴じ片面印刷により提出」とありますが、非価格要素審査資料と基礎審査資料はそれぞれ別冊としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	提出図書の記 載要綱	15		提出方法	「非価格要素審査資料及び基礎審査資料は、指定番号通りに A4縦長及びA3横長左綴じ片面印刷により提出」とありますが、冊子はA4縦長サイズとし、A3サイズの用紙については、 A4折り (Z折り) して綴じ込むものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、基礎審査資料については、別途、チェックリストを入札参加者に配布するものとし、追加資料として物質収支・熱収支・水収支・用役収支等の収支計算書を提示してください。
98	様式集	-	-	様式14 I-11~Ⅱ-4-5	余熱利用計画、損益計算書、資金収支計算書、市の払う対価、財務計画計算書類等の記入に際し、20年間の処理ごみ量は要求水準書 「1-3-4. 計画処理条件」(p10)に記載されている下記量と考えればよろしいでしょうか。熱回収施設 : 63,000t/年バイオガス化施設 : 18,000t/年不燃・粗大ごみ処理施設: 9,000t/年	ご理解のとおりです。
99	様式集	-	-	様式14 I-11 余熱利用計画	指定様式中に記載のピーク時間・昼間時間・夜間の定義は、東京電力電気需給約款[特別高圧]に従い、下記時間帯と考えてよろしいでしょうか。 ピーク時間:夏季(7月~9月)の平日(土曜日を含む)の午後1時から午後4時 昼間時間:平日(土曜日を含む)の午前8時から午後10時夜間:ピーク時間および昼間時間以外	※「意見・質問」に加え、当該約款における昼間時間帯ただ